

令和8年7月3日

売買春に係る規制の在り方検討会 資料

新宿区における 売買春の現状と対策

この付近(ハイジアの敷地内や道路上)での
待ち合わせはやめてください。
近隣住民、病院関係者、来街者等の迷惑となっています。

新宿区 新宿区警察 新宿区民会 新宿区民会 新宿区民会 新宿区民会 新宿区民会 新宿区民会 新宿区民会 新宿区民会

新宿区危機管理担当部

目次

01

歌舞伎町地区における
街娼の歴史

02

歌舞伎町の現状
(コロナ禍以後)

03

新宿区の対策

04

課題

05

最後に

01

歌舞伎町地区における 街娼の歴史

01 歌舞伎町地区における街娼の歴史

年	出来事	概要
昭和20年頃～	終戦後	戦後混乱期に闇市とともに歌舞伎町周辺で非公式な売春が発生
昭和31年頃～	売春防止法成立	日本全国で公娼制度が廃止され、街娼が地下化
昭和30年頃～	高度経済成長期	新宿が歓楽街として発展し、街娼が一定数存在
平成7年頃～	インターネット普及	出会い系サイト普及により街娼の形態が変化
平成22年頃～	スマートフォン普及	SNSやアプリにより路上以外での客引き主流化
令和2年頃～	コロナ禍	生活困窮者増加に伴い路上売春が顕在化
令和5年頃～	報道増加	歌舞伎町周辺の『トー横』問題と関連して街娼が注目され、関係機関が各種対策を実施するも問題は解決せず、現在に至る

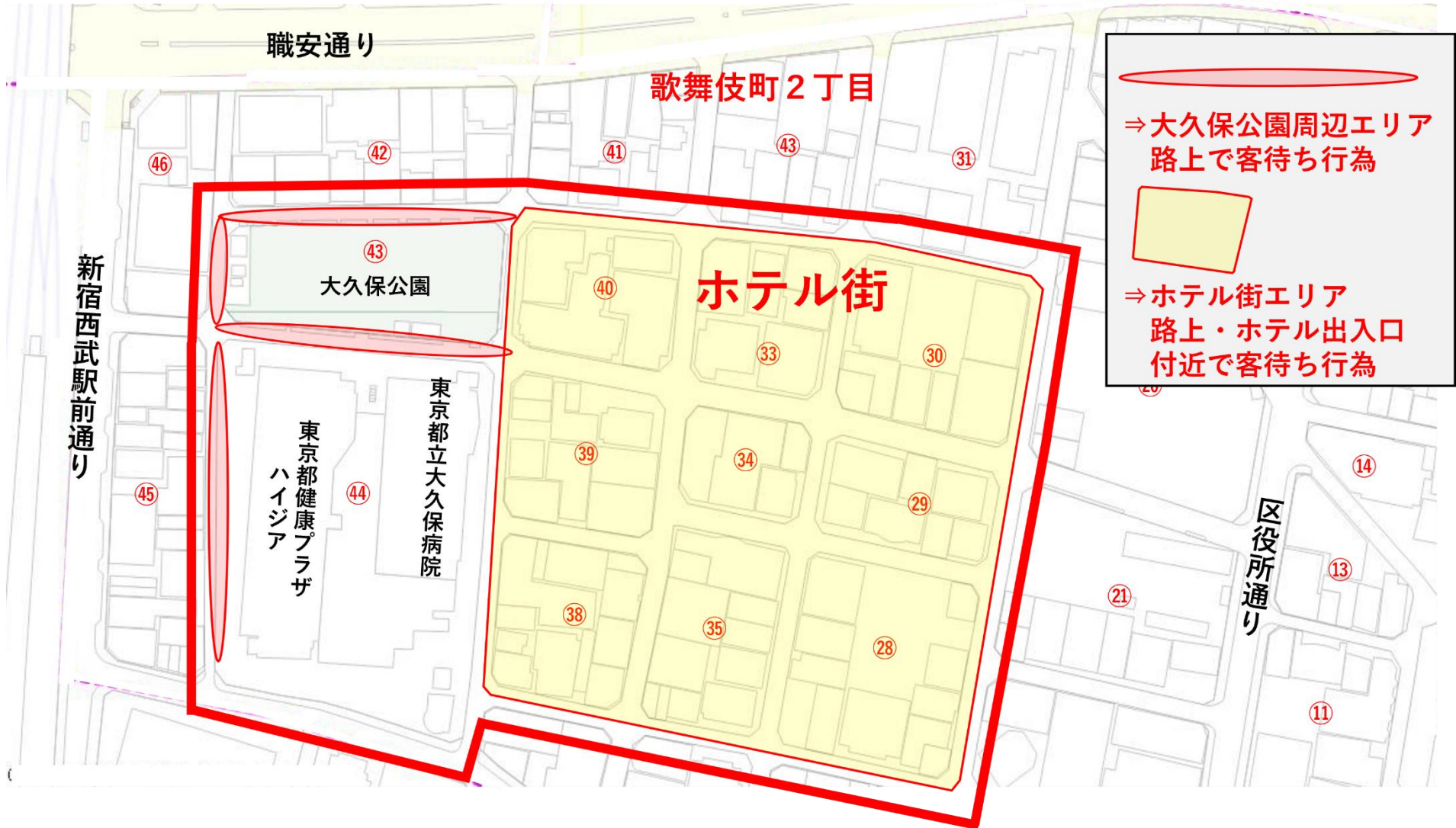
(内容については諸説あり)

02

歌舞伎町の現状 (コロナ禍以後)

02-① 歌舞伎町の現状（コロナ禍以後）

歌舞伎町二丁目で売買春が行われている主なエリア



02-② 歌舞伎町の現状（コロナ禍以後）

- 歌舞伎町周辺の街娼（売春の客待ち）の歴史は戦後から存在し、近年では、コロナ禍を契機に増加し「若年日本人女性中心」へ変化したと言われている
- 背景には、ホストクラブ、家庭・貧困問題、SNSでの情報拡散等が要因として考えられる
- この状況がメディアやSNS等でも取り上げられ、社会問題化するとともに、大久保公園周辺が売春の客待ちの名所化として認知される

02-③ 歌舞伎町の現状（コロナ禍以後）

- ・ 情報の拡散が海外まで及び、買春や見物目的で訪れる観光客が多く訪れるなど観光スポット化した
- ・ 外国人観光客を狙った街娼も存在する
- ・ 外国人観光客の増加に伴い、新たに言語不通による金銭トラブル、詐欺、窃盗などが発生
- ・ いわゆるトー横キッズの問題とも絡み、青少年問題としての側面が目立つようになる

02-④ 歌舞伎町の現状（コロナ禍以後）

- ・ 成人男性が女子中学生に売春を指示し、貢がせていた事件が報道されるなど、第三者が未成年者の売春に関与する事件も散見される
 - ・ 少女たちのグループに成人男性が加わり、一緒に行動しているケースも見られる
-

02-⑤ 歌舞伎町の現状（コロナ禍以後）

- 特にコロナ禍後における街娼問題の深刻化に伴い、地元住民や来街者から不安の声が多く寄せられた

～地元、来街者から不安の声～



大久保公園周辺の病院関係者や会社員等から

「通勤の際、歩いているだけで街娼と間違われて声を掛けられるので、何度も不快な思いをした」



地元住民、来街者から

「安心して通行できない」

「公衆の面前で、客待ちや買春の声掛け、交渉が行われていて、まちの風紀が大きく乱れたと感じる」

02-⑥ 歌舞伎町の現状（コロナ禍以後）



地元住民、来街者から

「日本人だけでなく、街娼目当ての外国人観光客がたくさん訪れていて、歌舞伎町や新宿全体のイメージ悪化がとても残念だ」



地元住民から

「この地域が単純な売春だけでなく、他の犯罪の温床にならないかとても心配だ」

02-⑦ 歌舞伎町の現状（コロナ禍以後）

- ・ まちの声を受け、関係機関がパトロール、指導・取締り等の対策を強化するも、効果は一時的
- ・ 昨年8月には、警視庁による大久保公園周辺の徹底したパトロールと集中取締りにより、公園周辺の街娼は減少したものの、ホテル街等へ分散
- ・ 対策と再発が繰り返される状況にあり、問題の解決に至っていない

03

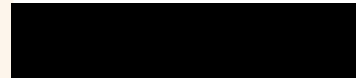
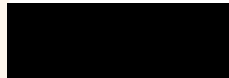
新宿区の方策

03-① 新宿区の方策

※令和5年9月から開始

官民合同パトロール

地元町会、警視庁、東京都との合同パトロール
スピーカーによる広報、声掛け活動を実施



03-② 新宿区の方策

【広報内容】 日本語版と英語版で放送

「この付近での待ち合わせは、近隣住民、病院関係者、施設利用者の迷惑になっています。」

「付近での待ち合わせ行為はご遠慮ください。」

「また、売春の相手方となる買春行為は、法律で禁止されています。」

「お金をだまし取られるトラブルも多く発生しています。」

「絶対にやめましょう。」

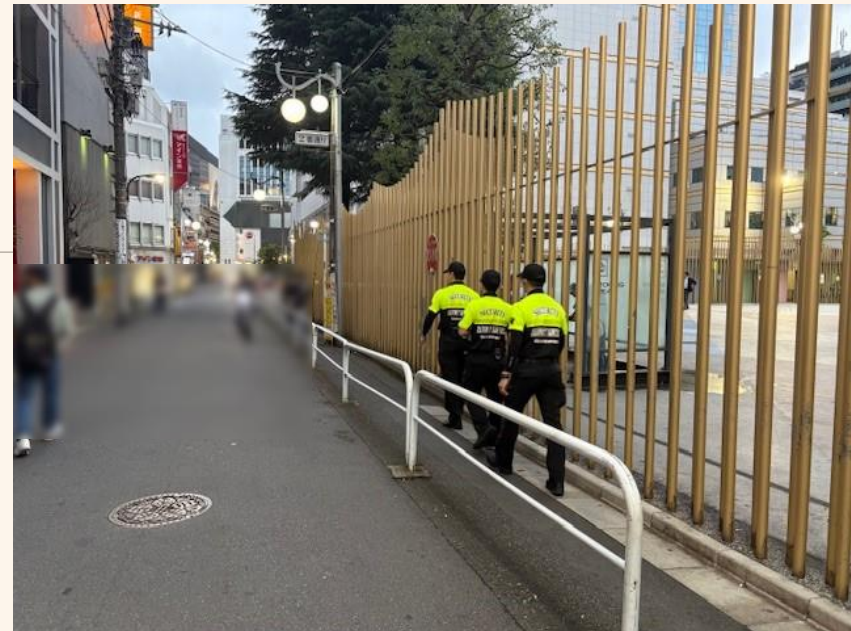
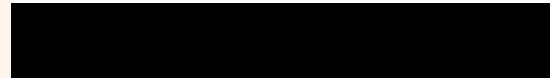
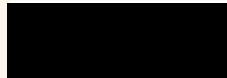


03-③ 新宿区の方策

※令和5年9月から開始

委託警備員によるパトロール

小型スピーカーによる広報、声掛け活動を実施



03-④ 新宿区の方策

※令和7年7月から開始

青色防犯パトロール車両による広報巡回
車両スピーカーを活用した広報を実施
令和8年度から活動時間を拡大



防犯カメラの設置

- ・ 目的 公園利用者及び一般通行者の安全確保と
犯罪・迷惑行為の抑止のため



注意喚起看板等の設置

大久保公園周辺に注意喚起看板等を設置

- ・ 横断幕 3 か所
- ・ 立て看板 8 か所



03-⑦ 新宿区対策

※令和4年4月から開始

ホテルへの協力要請

区と警視庁が合同で、歌舞伎町に所在するホテルに対して、児童買春や売春行為等の犯罪行為が疑われる施設利用があった場合は通報するよう協力依頼
(延べ5回実施)

【配布チラシ】

旅館業を営む皆様へ

児童買春や売春行為等の犯罪行為が疑われる
宿泊客を**宿泊拒否**できる場合があります！！

旅館業法第5条において、営業者は「違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき」は**宿泊を拒否**することができますとされています。
また、宿泊客が売春目的で施設を使用した場合等は、施設側が責任を問われる可能性もあります。



児童買春や売春行為等の犯罪行為が宿泊施設で行われることが認められる場合は、安易に宿泊させることなく、また、その疑いがある場合も警察に通報をお願いします。
安心安全な街づくりのため、ぜひご協力をお願いします。

【通報先】

- 緊急の場合 110番
- 新宿警察署 03-3346-0110

【旅館業に関する問合せ先】

- 新宿区保健所 03-5273-3841



警視庁・新宿区保健所



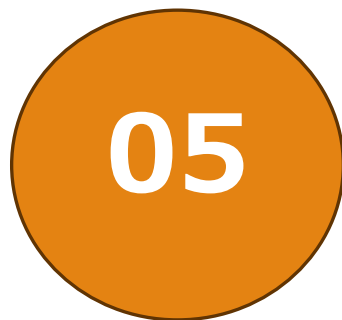
課題

04-① 課題

- ・ パトロール活動時には、売買春関係者は一時的にいなくなるが、終了後にはすぐに戻ってしまう
- ・ 警察の取締りや補導後も、一定期間で戻ってきてしまう傾向がある
- ・ 「待ち合わせ」との主張がなされる場合、指導に限界がある

04-② 課題

- ・ 買春の勧誘行為等に罰則がないことから、買春行為の抑止に限界がある
- ・ 売春の背景が、生活困窮だけでなくホスト関連まで幅広く、単一の対策では対応が困難である
- ・ 区や関係団体が各種対策を実施しているが、治安、福祉、青少年保護が密接に関係する問題であり、根本的な解決が難しい



最後に

05 最後に

～地元町会からの声

「何年もパトロール活動を続けて、声掛けや注意をしているが、あまり効果がなく、いつまでも問題が解決しない」
「パトロール活動の効果を上げるためにも、街娼や買春しようとする者に対して、もっと抑止力のある法整備を行ってほしい」

～区からの意見

現状に即した、より実効性がある制度対応が必要
買春の勧誘行為等の罰則化も含めた法整備を要望